

船舶事故等調査報告書

平成24年6月28日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2011那第52号	
事故等種類	運航不能（絡索）	
発生日時	平成23年9月23日（金、祝日） 11時50分ごろ	
発生場所	<p>沖縄県^{ちやたん}北谷町沖</p> <p>北谷町所在の浜川港第2号灯標から真方位205° 1,760m付近 （概位 北緯26° 18.2′ 東経127° 44.6′）</p>	
事故等調査の経過	<p>平成23年12月7日、本インシデントの調査を担当する主管調査官（那覇事務所）を指名した。</p> <p>原因関係者から意見聴取を行った。</p>	
事実情報		
船種船名、総トン数	水上オートバイ オハナ、0.1トン	
船舶番号、船舶所有者等	296-24983 沖縄、株式会社オハナ	
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定	
死傷者等	なし	
損傷	なし	
事故等の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、被引浮体に搭乗者2人を乗せ、これをえい航して沖縄県^{ぎのわん}宜野湾市所在のマリーナを出航し、北谷町沖方面へ北進した。</p> <p>船長は、被引浮体の向きを変えるため、被引浮体の風上側へ回り込んで本船のえい航索を解き、被引浮体の風下側に移動してクラッチをニュートラルにしたところ、平成23年9月23日11時50分ごろ、本船は、えい航索をポンプジェットに吸い込んで航行不能となった。</p> <p>本船は、クラッチをニュートラルにしてもポンプジェットが停止しない構造となっていたが、船長はそのことを理解していなかった。</p> <p>船長は、118番で救助を依頼し、本船及び被引浮体が海上保安庁の巡視船により、上記マリーナまでえい航された。</p>	
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 北、風力 2</p> <p>海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の中央期</p>	
その他の事項	船長及び被引浮体搭乗者は、全員が救命胴衣を着用していた。	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は、北谷町沖で被引浮体の向きを変える際、船長がエンジンを停止しなかったことから、えい航索をポンプジェットに吸い込んで運航不能になったものと考えられる。</p>
原因	<p>本インシデントは、本船が、北谷町沖で被引浮体の向きを変える際、船長がエンジンを停止しなかったため、えい航索をポンプジェットに吸い込んだことにより発生したものと考えられる。</p>	